

板橋区立美術館美術資料収集要綱

(平成 20 年 3 月 25 日区長決定)

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区立美術館における美術作品その他の美術資料（以下「美術資料」という。）の収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において「収集」とは美術資料を購入し、又は寄贈を受け、若しくは寄託を受けることをいう。

(収集の基準)

第 3 条 収集する美術資料の基準は、原則として次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 国又は都道府県の文化財保護関係法令に基づく指定品及びその複製品等。
- (2) 美術展覧会等において、特にすぐれていると認められた作品又は当該制作者の作品。
- (3) 美術文化の変遷を知るうえで、特に必要と認められるもの。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、将来これらに相当するか又はこれらに準ずるものとして区長が認めたもの。

(収集する種類)

第 4 条 収集する美術資料の種類は、おおむね次に掲げる範囲とする。

- (1) 絵画、書跡、彫塑、工芸作品。
- (2) 前号に規定する作品に関する補助資料。

(意見聴取)

第 5 条 区長は、次の各号に掲げる美術資料を収集しようとするときは、美術資料収集審査会を設置し、その意見を聴するものとする。

- (1) 1 点 1 0 0 万円を超える美術資料を購入するとき。
- (2) 相当数の美術資料を一括収集するとき。
- (3) その他区長が必要と認めたとき。

2 美術資料収集審査会については別に定める。

(感謝の意)

第6条 区長は、美術資料を寄贈した者に対して、区長名の感謝状とともに予算の範囲内において記念品を贈呈することができる。

(寄託期間の起算日)

第7条 東京都板橋区立美術館管理規則（平成20年板橋区規則第38号。以下「規則」という。）第16条第1項本文に規定する寄託期間の起算日は、寄託を受けた日が1月1日から6月30日までであるときは、1月1日とし、7月1日から12月31日までであるときは、7月1日とする。

(寄託品の返還)

第8条 区長は、受託期間満了の日の1月前までに、寄託者にその旨を通知し、返還するものとする。

2 寄託者が、寄託期間満了前に寄託品の返還を受けようとするときは、返還を受けようとする日の1月前までに寄託品返還請求書（別記様式）を区長に提出しなければならない。

(期間の更新)

第9条 前条第1項の規定に基づく区長の通知に対し、受託期間満了の日までに寄託者から期間更新の申し出があったときは、区長は、これを承認することができる。

2 前項の規定により、受託期間の更新があったときは、区長は、受託証書の書き換えをするものとする。

(受託品の修理)

第10条 区長は、特に必要があると認めるときは、寄託者の同意を得て、受託品の修理をすることができる。

(一時返還)

第11条 寄託者は、寄託期間中において、修理その他特別の理由により寄託品の一時返還を受けようとするときは、返還を受けようとする日の1月前までに書面により区長に申し出て、その承認を得なければならない。

2 前項の返還期間は、40日以内とする。ただし、特別の理由があるときは、この期間を延長することができる。

(寄託者の変更等)

第12条 売買、相続等により、寄託者に変更があったとき、又は寄託者の氏名、名称、若しくは住所等に変更があったときは、その寄託者（所有権変更の場合は、新所有者）は、所有権の移転、その他氏名、名称等の変更を証する書類を受託証書に添えて届け出、受託証書の書き換えを受けなければならない。

(受託証書の再交付)

第13条 受託証書を紛失し、又は著しく破損したときは、寄託者は、これらの事項を証明するに足る書類（破損の場合は、その受託証書）を添えて、すみやかに区長に受託証書の再交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、「再交付」の表示をした受託証書を交付するものとする。この場合、以前に発行した受託証書は無効とする。

(賠償責任)

第14条 区長は、受託品を亡失、汚損、き損したときは、寄託者に対して賠償の責を負うものとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

寄 託 品 返 還 請 求 書

作 品 名

付 属 品

寄 託 期 間 年 月 日 から
 年 月 日 まで

板橋区立美術館にて保管中の上記寄託品の返還を請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

板 橋 区 長 様